**令和７年度**

**伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１**

**焼却灰等運搬・処理業務委託**

**プロポーザル審査要領**

**伊勢崎市**

**清掃リサイクルセンター２１**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１焼却灰等運搬・処理業務委託

プロポーザル審査要領

１　趣旨

　　伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１焼却灰等運搬・処理業務委託のプロポーザル実施にあたり、その審査の具体的な取り扱いについて定める。

２　審査

（１）審査委員

　　副市長、総務部長、企画部長、財政部長、環境部長の５名が審査を行う。

（２）審査方法

1. 一次審査

・本プロポーザルの実施要領の２.業務概要の(４）業務内容①から④については、事業者から提出された、事業実施体制調書等を審査し、企画提案を依頼する事業者を２者選定する。

　なお、参加希望者が２者以下の場合は、１次審査を省略し、２次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

1. 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査）

・本プロポーザルの実施要領の２.業務概要の(４）業務内容①から④については、事業者から提出された、企画提案書及び提案について、それぞれ審査並びに採点を行う。

本プロポーザルの実施要領の２.業務概要の(４）業務内容①から④のそれぞれについて、評価点の合計が高い事業者を最優秀者（優先交渉権者）として１者ずつ特定する。

本プロポーザルの実施要領

(４)業務内容

　本業務は、適正に下記の処理対象物の積込み、運搬を行うとともに、処理を図るものである。

1. 固化灰については、予定数量１,６８０ｔの外部搬出を図り、埋立処理を行うこと。
2. 焼却不燃残渣については、予定数量５９０ｔの外部搬出を図り、埋立処理を行うこと。
3. 粗大残渣については、予定数量３５０ｔの外部搬出を図り、埋立処理を行うこと。
4. 固化灰については、予定数量１４０ｔの外部搬出を図り、溶融化処理等を行うこと。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施時間は、１事業者３０分（提案内容の説明２０分・ヒアリング１０分程度とする。）

また、企画提案書の提出が１者の場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングは実施し、合否を判断する。

（３）審査基準

1. 一次及び二次審査の審査基準は別表第１及び第２に掲げるものとする。
2. 評点の算定は、審査基準を基に、各評価項目の配点に次の表に掲げる評価区分に応じた

係数を乗じて算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価区分 | 配点基準 | 係数 |
| Ａ | 優良 | １．０ |
| Ｂ | 良い | ０．８ |
| Ｃ | 普通 | ０．６ |
| Ｄ | 劣る | ０．４ |
| Ｅ | 悪い | ０．２ |